

愛西市男女共同参画推進懇話会 会議録

会 議 名	令和5年度 第1回 愛西市男女共同参画推進懇話会
開 催 日 時	令和5年6月28日（水）午後1時50分から午後3時40分まで
開 催 場 所	愛西市役所南館 2階 会議室2-5
出 席 者	別紙のとおり
欠 席 者	1人
協 議 事 項 等	<p>●協議事項</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 令和4年度の実施状況について 2 令和5年度の取り組みについて 3 意見交換「パートナシップ・ファミリーシップ制度について」 4 その他
公開/非公開の別	公開
非公開の理由	—
傍聴人の数	0人
会 議 資 料	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議次第 ・ 令和5年度 愛西市男女共同参画推進懇話会委員名簿 ・ 資料1 愛西市男女共同参画推進懇話会 会議運営要領 ・ 資料2 愛西市男女共同参画推進懇話会設置要綱 ・ 資料3 第4次愛西市男女共同参画プラン 目標指標 ・ 資料4 第4次令和4年度実績報告 ・ 資料5 令和4年度取組内容 ・ 資料6 令和5年度実施計画 ・ 資料7 令和5年度取組内容 ・ 資料8 他市町の取り組み ・ 資料9 岡崎市パートナシップ・ファミリーシップ制度
審 議 経 過	別紙のとおり

男女共同参画推進懇話会委員

役 職	氏 名	備 考
会長	日 置 雅 子	愛知県立大学名誉教授
副会長	若 山 壽 雄	愛西市人権擁護委員会 会長
委員	山 田 彰 子	愛西市女性の会 会長
委員	猪 飼 常 雄	愛西市総代会 会長
委員	井 上 貴 晶	愛西市PTA連絡協議会
委員	加 藤 明 実	愛西市商工会
委員	大 江 千 恵 子	人材育成セミナー修了生
委員	吉 本 貴 代 子	公募委員
委員	大 野 志 織	公募委員

事務局

役 職	氏 名	備 考
市民協働部長	田 口 貴 敏	
市民協働課長	丹 羽 久 美	
市民協働課課長補佐	平 野 隆 史	
市民協働課主事	吉 田 匠 吾	
市民協働課主事	森 本 成 美	

審議経過

発言者	内容（概要）
市民協働課長	<p>あいさつ</p> <p>〈市民協働課長あいさつ〉</p> <p>この会議については、「愛西市審議会等の会議公開に関する要綱」に基づき、「愛西市男女共同参画推進懇話会 会議運営要領」を定め、公開とします。なお、本日の傍聴希望者はございませんでした。</p> <p>それでは、開会にあたり、市民協働部長の田口よりごあいさつを申し上げます。</p>
市民協働部長 市民協働課長	<p>〈市民協働部長あいさつ〉</p> <p>続きまして、本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>〈資料の確認〉</p> <p>始めに、今回から委員としてご参加いただく方もいらっしゃいますので、愛西市男女共同参画推進懇話会について簡単に説明させていただきます。</p> <p>資料2「愛西市男女共同参画推進懇話会設置要綱」をご覧ください。</p> <p>この懇話会は、愛西市の各分野で男女共同参画社会の形成を積極的に進めることを目的として、その取り組むべき諸課題、その方策について意見を求めるために、設置された会です。</p> <p>毎年、3回程度会議を開催し、市の男女共同参画推進のための意見をお伺いしています。懇話会委員は、市長が依頼する委員10人以内で組織し、任期は2年以内です。皆様の任期は、令和6年3月31日までです。なお、この任期内に団体の長としてご出席の方で変更が生じた場合は、その職の任期までとなります。</p>
市民協働課長 会長	<p>ここからは会長の進行でお願いします。</p> <p>〈各委員の自己紹介〉</p>
会長	<p>2. 令和4年度の実施状況について</p> <p>続きまして、次第2「令和4年度の実施状況について」を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事務局 会長	<p>〈資料3～5を利用して説明〉</p> <p>ただいま、事務局から令和4年度の実施状況について報告がありましたが、何かご質問などはありますでしょうか。</p>
委員	<p>学校現場の男女混合の名簿について、学校現場にいた立場として考えると、先生はとてもやりづらいのではないかと。</p>
会長	<p>男女の性差があるものは確かですが、性差が差別につながってはいけません。必要などころでは分けて、必要でないところでは混合で行うということです。LGBT理解増進法では、例えば本来男性であった方が女性として生きており、その方が温泉やトイレに入ってくることに對して安全を守るといふ保守派の意見がありました。トランスジェンダーの方は、不用意に公衆トイレ等には入りませんし、ましてや性転換を行っていないのに女性風呂へ入ることは犯罪ですし、めったにありません。もう一方で生理的拒絶もあります。いままで、異性愛が当然だと考えている方が頭で分かっているのに同性愛</p>

	<p>の方が隣に来ると、嫌だと感じる方も少なくないですね。そういったところを留意していかなくてはけませんね。</p> <p>私の時代は、学校で当然男女別に並んで、男の子が最初その次に女の子が続いていくように先に立つのは男の子、というように伝えなくても刷り込んでいく体制でありました。部活動においても、部員を支え世話をするマネージャーは女の子といった刷り込みは気を付けた方がいいですね。</p> <p>ある学校では、場面によって男の子が先、女の子が先と対応しているみたいです。</p>
委員	<p>我々は、ずっとそういうものとしてやってきましたが、今の若い方は男女が同じ立場であると考えて育てているので私たちが理解していくことが大切です。同性婚も、私たち世代は理解できないと考える方が多いです。</p>
会長	<p>資料3のところで市役所における男性職員の育児休業取得率は、比較的良好な数字で、令和8年度の目標値に届きそうですね。</p>
委員	<p>ちなみに制度としてはどれくらいの期間取得できるのですか。</p>
事務局	<p>3年間取得できますが、取っている方はおそらくみえないです。</p>
会長	<p>育児休業法では、公務員は3年ですが一般の企業は1年です。</p> <p>会社でも行政でも男性も女性も子供ができたなら休むと考える、アイスランドやフィンランドでは法律でそう決まっています。</p> <p>休業法という言葉が、仕事を休ませてもらうというニュアンスであるので、そこから変えてほしいとおっしゃる方もみえました。</p> <p>愛知県のある市では、男性の育児休業取得率は60%を超えたところもあると聞いています。</p>
委員	<p>学校現場においては、今の小学生は男女が一緒に同じように遊んでいます。自分の小学生時代では、ここまで一緒に仲良く遊ぶということがなかったので、自分の子供をみて驚くことは多いです。</p>
	<p>3. 令和5年度の取り組みについて</p>
会長	<p>続きまして、次第3「令和5年度の取り組みについて」を議題とします。事務局、説明願います。</p>
事務局	<p>〈資料6～8を利用して説明〉</p>
会長	<p>ただいま、事務局から令和5年度の取り組みについて報告がありましたが、何かご質問などはありますでしょうか。</p>
委員	<p>資料6については、各部局がプランの目標に対して、昨年度の事業の積み上げをしていくということですね。</p> <p>新しいことを始めるのはとても大変ですね。例えば、私は人権委員ですから、人権教室を行いたいと思っているのですが、コロナの関係もあり様々な方と関わり合い、触れ合う教室は3年開催できておりません。</p>
会長	<p>HPの掲載5回というのは、男女共同参画のページを5回更新するということでしょうか。</p>
事務局	<p>男女共同参画事業のなかで、内容の異なるトピックスを5回掲載するということですか。</p>
委員	<p>やはりHPの反響は大きいですか。</p>

事務局	<p>併せて愛西市の公式 LINE でも情報の発信を行っているので気になる方は検索していると思います。</p> <p>最近では皆さん、HP などから情報を得て詳しく聞きたいときは記載されている問い合わせ先に電話する方が多いと聞きますので、引き続き情報発信を続けてください。</p>
会長 事務局 会長	<p>資料 8 は、愛西市民が参加できるというわけではないですね。</p> <p>そうです。この懇話会向け資料であり参考までです。</p> <p>あま市の取り組みである相談事業についてですが、昨年女性支援法が成立されました。来年の 4 月 1 日から実施になります。この法に基づき国が基本理念や計画を作成しています。今後、県から市へその対応を迫られることになると思いますが、プランの中に女性に対する支援がありますから、そこに加えていくといいと思います。女性支援法が実施されることに伴って、売春防止法の中の婦人補導院は廃止になります。婦人補導院とは、売春された方が社会生活に適応させるために必要な生活指導や心身の医療を行い、社会的に復帰することを目的としている国立の施設です。その組織がなくなり、女性支援法の中の相談体制に組み込まれていくとのことでした。</p>
委員	<p>男性でも困っているひとはたくさんみえますよね。人権の相談もいつでも受付していますが、顔のみえない、自分の言いたいことが言える電話が大半です。できることできないこと対応の仕方によって反応は様々ですが、話を聞くだけで救われる方もみえます。</p>
会長	<p>今言われますように、対面でのというのはなんとなく避けてしまいがちですよ。愛西市よりも人が特定しづらい県の方まで行く方も多いと思います。男女ともに生きづらく、若い女性の自殺率が多い社会になっております。男性の場合は、DV を受けたと言いつらく例えば、男だから強くないといけなとか男性は男性でジェンダーでしぼりつけられています。</p>
会長	<p>4. 意見交換「パートナーシップ・ファミリーシップ制度について」</p> <p>続きまして、次第 4 の意見交換に移りたいと思います。事務局、説明願います。</p> <p>〈資料 9 を利用して説明〉</p>
委員	<p>法的な根拠が何もないので、これを行ってどのような利益があるのか、何の権利があるのか分からないです。</p>
委員	<p>パートナーというのはいくつかの形があると思います。お子さんが納得すればいいと思うのですが、お子さんがそこに馴染むまでは心配です。</p>
委員	<p>報告したことで、相続などの問題は複雑ですので難しいと感じます。</p>
委員	<p>性的少数者の基本的人権を守るとのことです。理想はここに書いてある文章その通りであえて反対はしませんが、現実で難しいところがあるのかなと思います。犯罪に利用されることはないのでしょうか。</p>
委員	<p>テレビで特集を拝見しました。救急車に同乗できたり家族と同等な扱いを受けることができるのはいいと思います。</p>
委員	<p>実際に自分の知り合いに、性転換を行って結婚をしてお子さんを設けた方がみえます。法律も整備されていないので大変で、変わっていくといいなど</p>

委員	<p>思います。</p> <p>性的少数者は、認めてもらえることがうれしいと思います。性別に関わらずというのは、男性と女性でもいいのですか。→普通は同性。</p> <p>私も、大人のみであればいいのですが子どもが心配だなと思ってしまいます。→家族として、お父さんの役割をし、お母さんの役割をしているので子どもとしてはそれが自然なのではないでしょうか。</p>
会長	<p>皆さん意見ありがとうございました。パートナーシップ制度というものは本来ならば、男性同士・女性同士で結婚がしたく、同性婚を認めてもらいたいのですが、選択的夫婦別性さえも暗礁に乗り上げている日本の社会では、なかなか進まない。それならば、各自治体単位で認めてあげようという動きが全国的に広がっています。実際始まっても多くは宣誓があるわけではないのですが、認められた方はものすごく喜んでいて、今まで隠していたことを行政が認めてくれただけでも社会的に認められて救われたと感じる方もみえます。病院では、家族同伴ができない、家族のサインができない問題があります。あるいは、学校現場ではお父さんに来てくださいと言われて行動できない現状もあります。行政ならば、せめて市民病院や小中学校で対応が可能です。また、LGBT 理解増進法が成立されましたので、愛西市が導入すると愛西市は LGBT の方へ理解をもっています、温かく見守ってあげましょうと市民へのメッセージになります。</p> <p>子どもが心配という話がありましたが、もし子どもが反発している場合は手を挙げていないと思います。また、パートナーシップ制度を導入したことにより法的に認めてほしいという方向へ向かっていき厄介ではないかとのことですが、法的には認められませんので市役所が受付に困ってしまうことはありません。</p> <p>再度になりますが、税金控除や権利等の法的なものではなく自治体として認めてあげるといことです。当該者はこの制度の実現を切に願っています。</p> <p>もし、実現ということになれば何回か意見交換を重ねていくのですが、今後、条例か要綱かということになります。資料の岡崎市では愛知県唯一の条例での制定です。会議の中で認められて制度が導入できる要綱での成立がいいと思います。岡崎市のように多くの行政サービスを羅列するのではなく、できることから、公的に認めることから始めていき、夫婦や家族でしかできなかったことを部分的に認め差し上げていいのではないのでしょうか。今まで、パートナーとして認められていなくても、男性同士・女性同士で晩年までずっと一緒に生きてきて、相手が亡くなりそうという時に介護もできない、病院にもいけない・同意のサインもできない・死亡にも立ち会えないというのは人権問題だと思いますので、せめて基本的な人としての人権は認めてあげてもいいのではないのかと私は思います。</p>
委員	<p>会長の話を聞いてそういった制度だとやっと理解しましたが、市民は導入しました、こういう制度ですと公表すると初めの私たちの反応のように不安の声が上がる可能性があるのでは、HP でパートナーシップ制度についての基本的な情報や他市町の状況を随時更新していくといいと思います。</p>

<p>会長</p>	<p>パブリックコメントを行うわけではなく、ほとんどの市民に該当するものではないので特に影響はないと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>5. その他 次第5の「その他」として事務局からご案内します。 次回の懇話会は秋頃を予定しております。 連絡事項については以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>その他について、ご質問などありますか。もしくは、委員の皆様から何かありますか。</p>
<p>会長</p>	<p>なければ、以上で、本日の懇話会を閉じさせていただきます。 お疲れ様でした。</p> <p>〈閉会〉</p>